

答 申

第1 審査会の結論

沖縄県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書開示決定は、結論において妥当である。

第2 諮問の概要

1 公文書の開示請求

令和4年8月10日付け、沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、「令和4年に沖縄県中部保健所に提出した質問書及び提出した開示請求書への情報」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）が行われた。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書として「令和4年3月14日にて通報のあった通報受付処理簿」及び「令和4年7月29日に交付した指導注意票（2通）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、令和4年8月23日付けで公文書開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により令和4年9月5日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第21条の規定により、令和4年12月19日付けで審査会に対して、本件公文書の開示可否の決定について諮問した。

第3 審査請求人の主張（要旨）

1 審査請求の趣旨

実施機関に提出した特定の質問書とその質問に対する回答等の開示を求めたが、ほとんど開示されていない。

2 審査請求の理由（要旨）

実施機関に提出した特定の質問書とその質問に対する回答等の開示を求めたが、ほとんど開示されていない。

実施機関からは、紙に書いてある文書しか開示できないと説明があった。

第4 実施機関の弁明の内容（要旨）

1 弁明の趣旨

条例に基づく開示請求権の対象は「公文書」であることから、実施機関は本件請

求内容に関連する情報を踏まえ、対象を幅広く捉えた上で文書として存在するものを開示したものである。

審査請求人の求める質問書に係る回答については、対面の上、口頭で丁寧に回答している。

2 弁明の内容

審査請求の趣旨は、審査請求書に係る理由書から推測すると「審査請求人が提出した質問書に関する事項全てを文書で開示すること」を求めていると考えられる。

審査請求人が提出した質問書については、沖縄県文書管理規程に基づく供覧処理を行ったところであり、回答書のような文書は作成しておらず、新たに文書を作成する義務もないことから、審査請求人が求める「質問書に関する事項全てに対する回答文書」なるものは存在しない。

条例に基づく開示請求権の対象は「公文書」であることから、実施機関は今回の請求内容に関連する情報を踏まえ、対象を幅広く捉えた上で、文書として存在するものを開示したものである。

なお、審査請求人の質問書による質問については、対面の上、約1時間程度の時間を費やし、口頭で丁寧に回答している。

また、審査請求人が廃棄物の不適正処理がある場所として実施機関へ通報した二つの場所については、審査請求人と関係機関の職員（中城村職員、中城村城跡共同管理協議会職員）及び実施機関の担当者の三者の合同で現場の状況を確認し、対応等について話し合いを行っている。

第5 弁明に対する審査請求人の反論（要旨）

本来ならば、実施機関は不法投棄された2か所の場所の写真及び汚泥はないと判断した資料を作成しているはずである。また、中城村からの「汚泥はなく、流れた土を戻しただけのこと。」との報告を実施機関が認めた資料も作成しているはずである。

これらの資料が作成されていなければ、実施機関が何をもって判断したのか理解できないと同時に、担当職員が汚泥（生活排水）及び産業廃棄物を隠蔽したことになる。

2か所の場所のうち1つについても、実施機関の担当職員は一般廃棄物と言っているが、一般廃棄物は不法投棄してもよいのか、なぜ不法投棄として指導しなかったのか、それらを判断した資料を作成しているはずであり、それらを開示請求している。

また、実施機関は対面の上、口頭で丁寧に回答したとあるが、質問書の内容についてほとんど回答していない。

審査請求人が提出した質問書の内容は、当初から公文書として残すべき資料であるが、審査請求人からの資料として作成しなければならない公文書を作成していないのではないかという質問に対し、実施機関はこれ以上の資料はないと回答している。

第6 審査請求人の口頭による意見の陳述の要旨

意見の陳述にあたり、審査請求人より審査会に対し、自身が撮影した現場の写真の提出があった。意見の陳述の要旨は次のとおりである。

指導する側の実施機関の能力、現場での対応判断能力、指導された側の中城村の処理能力に疑問がある。

現場では、道路より上にある2軒の住宅からの生活排水が、歩道を通じて流れ出てきていると思われる。汚泥、藻、かたつむりの死骸も確認できる。実施機関の説明では、もともとの山から土砂が流れてきたものだということだが、このように藻が生えるというのはありえないと思う。有機物が含まれている生活排水によるものではないか。歩道は歩けないくらい草が生い茂り、草は歩道を越えて車道にも出てきており、中城村は管理能力がなく、放置している。

伐採した木の投棄は、不法投棄ではないか。中城村は地権者の了解を得ていると話しており、実施機関に確認すると、中城村がそのように説明しているのであれば、それを認めるということであったが、資料もなく、口頭だけの中城村の説明を実施機関は認めている。指導する側の実施機関と指導される側の中城村に癒着があるのではないか。隠蔽しているのではないか。

中城村立ち会いのもと、中城公園の投棄場所に行った際、公園管理の職員から、木や草は放置していれば腐葉土になると説明された。こういった現場立ち会い等のやりとりを、文書にまとめて残すように実施機関の職員に伝えたが、作成していない。

実施機関から、文書を作成していないため開示はできないと言われたが、公務員の倫理規程に従って公務をしているのか。法令等においても開示義務の定めがあるはずだが、実施機関は規程に従って開示しているのかを審査会において審議していただきたい。

生活排水や不法投棄が放置され、住民生活を脅かしている。行政の指導・監督やその対処についての文書もなく、開示されない。訴えた側の利益というのはあるのか、疑問である。

第7 審査会の判断

審査会は、本件請求に関し審査請求人の主張及び実施機関の説明を踏まえ、以下のとおり確認を行い判断した。

実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求書における「開示請求に係る公文書の名称」の記載内容が質問形式となっていることを受けて、審査請求人が求める「質問に対する回答」は、口頭で回答しているため文書は作成しておらず不存在であるものの、請求内容に関連する情報を踏まえ、対象を幅広く捉えた上で文書として存在するものとして本件公文書を特定し開示したとしている。

審査会において、開示請求書の「開示請求に係る公文書の名称」が質問形式となっていること及び開示請求以前に審査請求人が実施機関に提出した質問書が添付されていることが確認できた。審査会としても、審査請求人は当該質問及び質問書に対する回答について開示するよう求めているもので、「質問に対する回答」は口頭で回答し、文書は作成していないため不存在であるという実施機関の判断は合理性

を有すると認められる。

また、審査会において、実施機関に対し、本件公文書の他に特定すべき文書にあたる可能性があるものは存在しないか改めて確認したところ、現場を撮影した写真（以下「現場写真」という。）を電磁的記録として保有しており、「質問に対する回答」は口頭で回答しているため文書としては存在しないとのことであった。

審査会において、実施機関に対し、当該現場写真について提出を求め内容を確認したところ、本件公文書中に記載のある現場確認に関する写真であることが確認できた。

さらに、当該現場写真を特定文書として特定しなかった理由について確認したところ、公文書の特定に際し、本件公文書については開示請求書に「指導票等は出したのか」との記載があったことから特定文書として特定したものの、現場写真について開示するよう求める記載は見受けられなかったことから、特定文書として特定しなかったとのことであった。審査会において開示請求書を確認したところ、実施機関のいうように現場写真についての記載は見受けられず、開示請求書の記載内容のみから開示請求の対象に現場写真も含むと解釈するのは困難であったと考えられたことから、当該現場写真を特定文書として特定しなかった実施機関の判断は合理性を有すると認められる。

そのほか、審査請求人は、実施機関は作成すべき文書を作成していない旨主張するが、審査会は、開示決定等又は開示請求に係る不作為について審議する機関であるため、実施機関において実施機関の所管業務に係る文書を作成すべきか否かについては、審議しない。

上記の実施機関の説明及び審査会において確認した事項を踏まえると、審査請求人が求める「質問に対する回答」は口頭で回答しているため文書は存在していないものの、開示請求の対象を幅広く捉えた上で、開示請求書より開示請求の対象と読み取れる本件公文書を特定及び開示し、開示請求の対象と読み取ることができなかった現場写真については開示を行わなかったという実施機関の判断には、合理性が認められる。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（付言）

条例第6条第2項に規定する、開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項の記載が不十分であることにより、開示請求書に形式上の不備がある場合に、開示請求者に対し、開示請求書の補正を求めることの趣旨は、実施機関が開示請求者に適切な参考情報を提供すること等により、公文書の特定を援助し、開示請求書の補正又は不備の是正をすることで、開示請求制度の円滑な運用の確保を図ることによって、開示請求者の権利が十分に尊重されるようにしたものであると考えられる。

本件においては、開示請求書における「開示請求に係る公文書の名称」が質問形式となっている等により公文書の特定が困難となっており、また、反論書を見るに、審査請求人は本来、現場写真の開示をも求めていたと解される可能性もあったことから、実施機関においては開示請求者に改めて補正を求めた上で公文書の特定を行うべきであった。

また、条例第7条第2号において、個人に関する情報について、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人を識別できる情報は、原則として不開示とすることが規定されているところ、本件公文書において、審査請求人の氏名、連絡先が開示されている。

審査会より実施機関へ確認したところ、実施機関は、審査請求人本人の情報であることから審査請求人に不利益は生じないものと考え開示したと回答しているが、特定の個人情報記録された公文書については、当該本人から開示請求があっても、本人以外の者からの開示請求と同様に不開示とすべきものであるから、本件公文書についても、氏名、連絡先は不開示とするべきであった。

実施機関においては、今後、公文書開示請求制度の趣旨を十分に考慮して適正な手続を行うよう要望する。

本案件を審議した沖縄県情報公開審査会委員名簿

五十音順

氏 名	役 職 名 等	備 考
井上 禎男	琉球大学教授	会長 ※令和6年1月31日まで
柴田 優人	沖縄国際大学講師	※令和6年2月1日以降
仲村 剛	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月20日以降)
中村 政也	弁護士	
新見 研吾	弁護士	会長職務代理 (令和6年2月19日まで) 会長 (令和6年2月20日以降)
三浦 毅	琉球大学准教授	

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和4年12月19日	諮問書受理
令和6年1月22日	審議（第352回）
令和6年2月20日	審議（第353回）
令和6年3月26日	審議（第354回）
令和6年4月24日	審議（第355回）
令和6年5月29日	審議（第356回）
令和6年6月26日	審議（第357回）
令和6年7月29日	審議（第358回）